

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年4月25日

横浜市契約事務受任者
こども青少年局長 吉川 直友

1 契約の概要

国の令和4年度補正予算(第2号)が成立し、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援(妊娠届出時・出生届出時を通じて計10万円相当)を一体として実施する事業が創設されることとなりました。

本市では、令和5年2月から出産・子育て応援事業を実施するため、令和4年度12月補正予算として計上し、令和4年12月23日に横浜市議会において、議決されたところです。

本市で出産・子育て応援事業を開始するに伴い、本事業の交付に係る業務のうち、事務処理センター及びコールセンター業務について、事業者へ業務指示書により発注を行いました。

2 履行(納品)場所

ア コールセンター業務

東京ソフト五反田事務所

(東京都品川区西五反田7-24-5 ONEST 西五反田スクエア3F)等

イ 事務処理センター業務

横浜市こども青少年局こども家庭課MMCCビル4階

(横浜市中区桜木町1丁目1番地56)

3 契約日

令和4年12月23日(発注を要請し相手側の承諾を得た日)

4 履行日又は履行期間

ア コールセンター業務

令和5年1月10日から令和5年3月31日

イ 事務処理センター業務

令和5年1月23日から令和5年3月31日

5 契約金額

¥29,880,400.-

6 契約の相手方（名称及び所在）

東京都品川区西五反田 7-24-5 ONEST 西五反田スクエア 3階
東京ソフト BPO 株式会社
代表取締役 石井 一

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本市で出産・子育て応援事業を開始するに伴い、対象者への申請書等の発送・受付・書類の内容確認、申請情報の入力業務及び市民からの問い合わせ対応等の対応をする必要があり、速やかに対応を行わないと行政サービスに重大な支障が生じることとなったため。

8 契約の相手方の選定理由

契約相手方は、こども青少年局こども家庭課が所管する「児童手当業務等委託」の受託事業者であり、かつ令和4年度の「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金業務委託」の受託者です。

給付金の支給及び申請書の受付開始まで緊急を要する中、事務処理センター及びコールセンターを設置し、対応窓口を至急用意する必要があったことから、今回の作業においても迅速かつ適切な対応が可能である唯一の事業者と判断できる当該事業者
に委託業務の発注を行いました。

9 所管課

こども青少年局こども福祉保健部地域子育て支援課